



JASDAQ

平成 28 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社データ・アプリケーション
代表者名 代表取締役社長執行役員 武田 好修
(コード番号 : 3848)
問合せ先 執行役員経営企画管理本部長 金子 貴昭
(電話 : 03-5640-8540)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 31 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 28 年 2 月 16 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社はコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るために監査等委員会設置会社への移行を予定しております。これに伴い、現行定款に対し監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 30 条の変更を行います。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) (1) 及び (2) の変更に伴い、文言の整理を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 23 日

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、9 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役は、9 名以内とし、<u>監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 <u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役および<u>監査等委員である</u>取締役は、<u>それぞれ区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(2) 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 <u>監査等委員である取締役以外</u>の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 23 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>監査等委員である取締役以外</u>の取締役の中から選定する。</p> <p>(2) 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p>

第 24 条 (条文省略)	第 25 条 (現行どおり)
現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であつた者を含む。)の<u>会社法第 423 条第 1 項</u>の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき</u>、取締役会の決議によって、取締役(取締役であつた者を含む。)の<u>同法第 423 条第 1 項</u>の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役との間の責任限定契約</u>)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 執行役員</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 章 監査役および監査役会</u> (<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第 32 条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u> (<u>監査役の数</u>)</p> <p>第 33 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u> (<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> (2) <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> (2) <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(<u>業務執行取締役でない取締役との間の責任限定契約</u>)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、業務執行取締役でない取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 執行役員</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>

現行定款	変更案
<u>(常勤監査役)</u>	<u>(削除)</u>
第 36 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	<u>(削除)</u>
第 37 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 1 週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	
<u>(監査役会の決議の方法)</u>	<u>(削除)</u>
第 38 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	
<u>(監査役会の議事録)</u>	<u>(削除)</u>
第 39 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	
<u>(監査役会規程)</u>	<u>(削除)</u>
第 40 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	
<u>(監査役の報酬等)</u>	<u>(削除)</u>
第 41 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
<u>(監査役の責任免除)</u>	<u>(削除)</u>
第 42 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であつた者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>	

現行定款	変更案
<p><u>(社外監査役との間の責任限定契約)</u></p> <p><u>第 43 条 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める責任限度額とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>第 6 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第 33 条 当会社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第 <u>44</u> 条～第 <u>46</u> 条（条文省略） （会計監査人の報酬等）</p> <p>第 <u>47</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>第 <u>48</u> 条～第 <u>51</u> 条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第 <u>38</u> 条～第 <u>40</u> 条（現行どおり） （会計監査人の報酬等）</p> <p>第 <u>41</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>第 <u>42</u> 条～第 <u>45</u> 条（現行どおり）</p>

以 上